

愛国心教育に関する覚書

——ヘーゲル『法の哲学』を中心にして——

黒 沢 惟 昭

(1)

一般的に、ヨーロッパ先進国において、公教育の^{ネーション・ワイド}国民的規模での成立は19世紀末以降であるが、これは、それらの国が、19世紀後半以後に、古典的市民社会が構造転換し、独占資本主義の段階に入ったということと密接な関係を有する。すなわち、社会の構造転換にもなって、新しい要因が教育の質を規定するに至ったのである。この点を堀尾輝久は次のように説明する「独占段階における生産の社会化と、所有の寡頭支配は、労働者の段階的自覚を高め、労働運動を高揚させ、『二つの国民』の危機を深めた。こうして『一つの国民』を形成するために大衆ナショナリズムの必要が芽生えた。労働者は選挙権を与えられた。と同時に、従順な選挙民にするための『教育』も与えられた。対自階級としての労働者は、体制内存在として位置づけられた。独占＝帝国主義段階における対外戦争の危機は、大衆ナショナリズムの必要を自乗化した。したがって、19世紀後半以降の『国民教育制度』の成立は、基本的には、ナショナリズムを支柱とする『教化』組織だといってよい」①わが国における明治初期の教育制度の確立とそこにおけるウルトラ・ナショナリズム（国体ナショナリズム）の歴史を少しでも迎れば以上の堀尾の指摘はこの上もなく正しいものであることが容易に理解できる。

さらに、戦後教育史の教えるところによれば、文部省当局が愛国心教育政策を構想しはじめた時期は、日本の独占資本が朝鮮戦争を契機にして、復活・再編しつつある時期に相応していた。だが、そこには、もちろん19世紀後半のナショナリズムと教育（教化）との関連とは様相を異にする側面があり、②それが現在の教育のあり方を規定していることは否定できない。そこで、課題を明らかにするためには、しばらく戦争の愛国心教育論争とその背景を辿ってみよう。

(2)

周知のように、敗戦直後の道德教育不在の現象は、修身教育の^{メカニカル}機械的否定にはじまる。すなわち、「修身、日本歴史および地理停止に関する件」（1945年12月）という総司令部の指令によって、「皇国史観」の注入と、「皇国民」の練成を目的とした「国民科」は姿を消すことになった。この段階においては、わが文部省の「意識」は混沌としており、とうてい論理整合的な新教育の方針を打ち出すことはできなかったのである。したがって、抜本的な教育改革の方針の樹立のためには、占領軍の介入をまたねばならなかった。このため、占領政策の美化をう

たわされることは必定であったが、半面では、それは「民主主義」と「平和」をたてまえとする点で、わが国では画期的なものであった。この戦後のわが国の基調路線をともなっていく、平和と民主主義の理念は、たとえ権力にどのような矛盾、意図があろうとも、旧価値を棄てた国民にとっては唯一の新しい価値であったことは否定できない。それは「教育界における道徳教育のありかたについても同様であった。たとえば、新制高校用の文部省著作物教科書『民主主義』（48年度版）では、この点を次のように述べている。「民主主義の根本精神はなんであろうか、それは、つまり、人間の尊重ということにほかならない。これまでの日本では、どれだけ多くの人々が自分自身を卑め、ただ権力に屈従して暮すことに甘んじて来たことであろうか。……独裁者たちは、かれらの貪欲な、傲慢な動機を露骨に示さないで、それを道徳だの国家の名誉だの民族の繁栄だのというよそ行きの着物で飾る方が、いっそう都合がよいし、効果も上げるということを発見した。」

ところで、道徳教育（愛国心教育）の点から、きわめて重要なことは「社会科」の発足であった。『学習指導要領』『社会科篇』によれば「社会科」は以下のような観点を示すものとされた。「今度新しく設けられた社会科の任務は、青少年に社会生活を理解させ、その進展に力を約す態度を養成することである」「社会生活を理解するには、相互依存の関係を理解することがたいせつであり、そして、その相互依存の関係を理解するには、人間性の理解がこれともなわなければならない。社会生活の根本に、人間らしい生活を求めている万人の願いがひそんでいることを忘れて、ただ社会に現れているさまざまなことばかり理解しても、それは真に社会生活を理解しているとはいえない」「青少年の人間らしい生活を営もうとの気持を育ててやることは、基本的人権の主張にめざすことであると同時に社会生活の基礎をなしている。他人への理解と他人への愛情とを育てることでもある」①やや引用が長いが、ここに戦後の道徳養成が「修身」とは全く異っていることが容易に読みとれよう。つまり民主的な道徳というのは、旧来のような教条としてではなく、日常的な具体的な青少年の直面する社会生活上の諸問題の総合的な解決の過程で実践的に獲得させるべきものであり、「社会科」はそうした任務をはたす内容をもつものとされたのであった。

たしかに、教育の面においては「社会科」の発足に象徴される戦後改革、その理念としての平和と民主主義は、これ以降反体制側の中心理念として次第に定着していくが、それは反面、日本国民が闘争の過程で、主体的に獲得されたものではなく、占領軍によって与えられたものである以上、占領政策の変更——特にアメリカの世界政策によって決定されていくことは否定できないところであった。つまり、アメリカの対日政策の転換により、平和と民主主義を実質化しようとしていく勢力と、それをタテマエとしつつ現実にはその空洞化をはからんとするものに、日本国民は分裂していくことになる。ここに「一つの国民」の形成を志向してナショナリズム（愛国心）教育が権力側によって主唱されることになる。この辺の具体的状況を或教育学者は次のように叙述している。「文部当局が愛国心教育政策なるものを、いちおうはっきりした形で構想し始めたのは、だいたい天野貞祐の文相時代である。とくにそれが大きく問題にされ始めたのは、昭和25年11月に開催された、全国都道府県教育長会議において、天野文相が

戦前の教育勅語に代わるものとして、『国民道徳実践要領』なるものの起草を明らかにし、また「修身科」の復活ということを強く示唆してからである。当時、その二つとも世論の厳しい批判を浴び、文教政策の名をもって打ち出すことができなかった。しかし、それを大きな契機にして、以来、文部当局はさまざまな方法と形態をもって小さく、愛国心教育に関する政策を打ち出していたのである。」② すでに述べたように、この時期はまた朝鮮戦争を突破口にして、日本独占が復活のために大規模な活動を開始した時期でもあった。「あたかもその日本独占の再編成過程に対応するかのような様相を帯びて、愛国心教育に関する政策は時とともに色濃く打ち出され、そして整備されていた」③ ことはいうまでもない。そして遂に、1961年4月から実施された文部省『学習指導要領』「道徳」の章に徳目の一つとして、「愛国心」がはっきりと公に掲げられた。この時をもって、いちおう文部当局の意図は達成されたと言われている」④ もちろん「達成された」といっても、そのままストレートに現場の教育実践に貫徹したことを意味するのではなく、そこにはいくつかの曲折があったのはいうまでもない。

以上のような権力側からの愛国心教育の志向に対して、それをめぐる論議が展開されたのは当然であった。とくに、革新勢力の側は、権力の側の政策に対して繰り返し、執拗に厳しい批判を行った。代表的論客として、高橋鎮一、家永三郎、上原専緑、梅根悟、宗像誠也等の歴史学者、教育学者の名を挙げることができよう。さらに、近年においては、「ナショナリズム問題と関連して、新しい愛国心はいかにあるべきかが、論壇で大きく検討され始めている」⑤ のが今日の状況である。

その詳細な論争の系譜、内容については、船山謙次による『戦後日本教育論争史』（専洋館）及び新井恒易『愛国心と教育』（三一新書）などの労作に任せることにするが、それらが、当時の急激に反動化する権力に相対するものとして、政治的色彩が色濃かったためであろうか、「そのほとんどが、いわゆる現場教師に対する啓蒙的な解説を主としたものであって、戦後のみずからの生き方とかかわって、みずからの頭で独自に思索して生み出してきたと考えられる主張を含んだものは皆無に近い」⑥ といっても過言ではなかったのではあるまいか。

その原因については色々のことが考えられるが、私見によれば、多くの論者が「愛国心」の内実について深く究明することなく、もっぱら政治的に「愛国心」教育反対を急いってしまったからであると思われる。すなわち「愛国心教育における最も中核的な、そして最も基礎的な概念である国家の問題を、まず原理的に下向してとことんまで追求し、理論的にその本質および実体を明らかにし、追求の結果、たどりついたところの国家の本質および実体から、いわばそこを出発点にして今度は逆に上向して再び愛国心教育の問題に切りこんでいくという方法」⑦ がとられなかったことにあるように思われる。このような根本欠陥を内包していたために、それらの反論がいわゆる「日の丸」掲揚、「君が代」斉唱等に象徴される復古主義的ナショナリズムには成程度、有効な武器となりえても、もう一つの潮流である「近代主義」（人づくり）⑧ 路線による「愛国心」に対してはほとんどなすところもなく敗退せざるを得なかったのである。したがって、課題は「愛国心」（教育）を、国家・市民社会とかかわらしめて別扱することではなくてはならない。

ところで、スターリン主義の迷妄が打破られて以来、わが国においても、国家論に関して多くの労作が次々と公刊されている⑨ことは周知のところである。ここでは、それらを逐一検討することは能力を越えるので、それらの諸労作に学びつつ、筆者が究極的に志向する国家・市民社会と教育についての考察の一里塚として、ヘーゲルの『法の哲学』における「愛国心」教育に関する若干の問題点に光をあてることにする。

(3)

「本稿は、国家学をふくむかぎり、国家を一つのそれ自身のうちで理性的なものとして概念において把握し、かつあらわそうとするところみよりほかのなにものでもないものとする。それは哲学的な著作として、あるべき国家を構想するなどという了見からは最も遠いものであらざるをえない。そのなかに存しうる教えは、国家がいかにあるべきかを国家に教えることをめざしているわけではなく、むしろ国家という倫理的宇宙が、いかに認識されるべきかを教えることをめざしている。」⑩ ここにヘーゲル自身が明らかにしているように、かれは国家組織、法制度を人類が長い歴史のなかでいとなんできた理性の有機的組織、有機的秩序であり、国家統一の全体性のなかに人類の理性があったとし、近代国家は自己意識としての理性の歴史的所産であるとしている。この点をやや、具体的にいえば以下のように要約されよう。「ヘーゲルの倫理的世界にあっては、普遍性と特殊性との直接的な未分化の一体としての家族が否定されて普遍性と特殊性との分裂・差別としての市民社会に移行する。この市民社会的分裂は、さしあたり分裂を制御する国家としての外的国家・強制国家・悟性国家を生みだす。ここでは諸個人は外的国家の市民として自分自身の利益を目的とする私的人格にすぎない。そこでこのような分裂的市民社会、外面的国家をさらに否定し、否定の否定として弁証法的発展の結果、そこに普遍性と特殊性との真の統一態・真実態としてあらわれるものこそが本来の国家だとヘーゲルはいう。」⑪ したがって、ヘーゲルにあっては愛国心の問題も当然に市民社会の意識・心情との媒介において構造的に解明されることになる。

ヘーゲルによれば、政治的・心術総じて愛国心というものは、「真理をふまえた確信〔たんに主観的な確信は真理に由来するものではなくて、私的な意見であるにすぎない〕であるとともに、習慣になった意志のはたらきであるから国家において存立している諸制度の成果にほかならない。国家においては、理性的本性が現実存在しているとともに、この本性が諸制度に適った行動によって確証されているからである——この心術は、総じて信頼であり、〔そして信頼は多少とも教養によって形成された洞察に移りうるものであるから〕——私の実体的で特殊な利益が或る他者の〔ここでは国家の〕利益と目的のうちに、すなわち個としての私に対するこの他者の関係のうちに、含まれ維持されているという意識」⑫である。すなわち、ヘーゲルによれば、愛国心は、「真理をふまえた確信」ということになる。それは、家族における心術としての「愛」が、直接の自然的感情であるのとはちがうのである。愛国心の問題が近代国民国家の成立とともに出現するという歴史的事実からみれば、ヘーゲルの「愛国心」は、まさに近代の立場といってよい。さらに、後に詳述するが、「習慣になった意志のはたらき」であ

り、「国家において存立している諸制度の成果」という指摘にも注目すべきである。

また、一般的には、愛国心はしばしばもっぱら、「異常な献身や行為をしようとする気持」であると解されやすいが、ヘーゲルによれば決してそうでなく、本質的には「平常の状態や生活関係において、共同体を実体的な基礎および目的を心得ることをならいとしている心術」④ということになる。むしろ「日々日常生活のどんな事情のもとにおいても真であることの実証されるこういう意識からこそ、さらに、粉骨砕身の非常の奮闘を進んでやろうという気持を起こる」⑤というのである。明治開国以来、常に先進国に対するコンプレックスのうらがえしとしての「愛国心」を強制されてきた歴史をもつ日本人にとっては、愛国心は本来、決して異常なもの、特殊なものではなく、「平常の状態」のもとでの国家成員の「ならい」となった心術でもあるというヘーゲルの洞察はまさに驚嘆すべきものといわねばならない。

ところで、すでにみたように市民社会は、ヘーゲルにとってはなによりも「欲求の体系」である。ヘーゲルはいう。「特殊的人格として自分が自分にどって目的であるところの具体的人格が、もろもろの欲求のかたまりとして、また自然必然性と恣意との混合したものとして、市民社会の一方の原理である。」⑥ 同時に市民社会はヘーゲルにとって、各人がその欲求を相互に満足させるためにも、普遍的形式として全面的依存性の体系でもある。この点、前出の引用についてヘーゲルの叙述をみよう。「特殊的人格は、本質的に他人のこのような特殊性を関連している。したがってどの特殊的人格も、他の特殊的人格を通じて、そしてそれと同時に、まったく普遍性の形式というもう一方の原理によって媒介されたものとしてだけ、おのれを貫徹し満足させるのである。」⑦ したがって、「利己的目的は、おのれを実現するためにあたってこのように普遍性によって制約されているために、全面的依存性の体系を設立する。」⑧ しかもこの依存性は、「個々人の生計と福祉と法的現存在が、万人の生計と福祉と権利とのなかに編み込まれ、こちらを基礎とし、この繋がりにおいてのみ現実的であり保障されている、というほどに全面的な依存性である。」⑨ この二つの体系のうち全面的依存性の体系を、ヘーゲルはさしあたり「外的国家、強制国家および悟性国家」とよび「諸個人はこの外的国家の市民として、おのれ自身の利益を目的とする私的人格である。」⑩ という。すなわちこの外的悟性国家とは、まだ市民社会から分離されないところの、市民社会そのものとしての、いわゆる自然法的市民国家に外ならない。たが本質的に特殊の欲求の体系としての市民社会は、かかる外的国家、市民国家の依存性の体系をこえて、そこに「諸個人の資産と技能との不平等を必然的な結果として生み出す」⑪ ことになる。すなわち「倫理的理念の現実性」である国家にたいして市民社会は「倫理の喪失態」なのである。

しかし、ヘーゲルは、市民社会と国家とを、単にふりわけたのではない。二重化した市民社会と国家は、相互に関連しつつ、運動して行くのである。一方で、市民社会においては、ひとびとは欲求の追求の過程で、かれの属する分業の媒介されて集団化し、市民社会の枠内で共同の特殊利害にもとづく「職業団体に自らを結成していく。ヘーゲルはいう「家族が国家の第一の倫理的根底であるのに加えて、職業団体は国家の第二の倫理的根底、すなわち市民社会に根ざす根底をなす。第一の根底のほうは、主体的特殊性と客観的普遍性との両契機を実体的一体

性のうちに含んでいる。ところがこの両契機は、市民社会においては最初は、欲求と享受とのおのれのうちへ折れかえって反省した特殊性と、抽象的な法的普遍性という二つのものに分裂しているので、第二の根底は、この両契機を内面的仕方で一つに結合する。こうしてこの合一においては、特殊的福祉は、権利として存在し、そして実現されている。婚姻の神聖と職業団体における誇りとは、市民社会の無秩序がそれを軸として回転する二つの契機である」^⑭ 他方国家の方もまた、市民社会に至る運動をはじめ。それは、「現存の諸法律、諸機構、共同目的のための諸施設などを、継続的に運営し維持すること」^⑮である「統治権」によって行われる。それは具体的には、「普遍的国家利益と法律的なことがら」^⑯を「特殊的諸権利のなかでしっかりと維持し、後者を前者に連れもどす」ところの「統治権の代理者」である「執行する官吏と、その上にあつて審議する—そのかぎり協議体として構成されている—上級諸官庁」^⑰すなわち、官僚組織である。以上みられるように、ヘーゲルにあっては、ひとたび分裂した市民社会と国家は、運動のなかで、職業団体と統治権（官僚組織）において相接し、浸透しあうのである。このような構造を前提としてのみ、市民社会は、「万人に対する万人の個人的利益の闘争場であるとともに、この個人的利益が共同の特殊な要件に対して衝突する場であり、さらにこの二つがいっしょになって国家のいっそう高い見地と指令に対して衝突する場でもある」^⑱にもかかわらず、「特殊的諸圏の権根が認められることによって生じる団体精神は、特殊的諸目的を保持する手段を国家においてもつことによって、それ自身のうちで同時に国家精神に転化する。これが市民の愛国心の秘密であつて、そこには市民が国家をおのれの実体として知るという面がある。」^⑲（傍点引用者）なぜなら、「国家は、市民の特殊的諸圏と、これら諸圏の権限や權威や福祉を保持してくれるからである。」^⑳すなわち、「団体精神のうちには特殊なものを普遍的なものうちへ根付かせるはたらきが直接に含まれているから、そのかぎり団体精神のうちには、国家が市民の心術においてもつところの国家の深さと強さがあるのである。」^㉑

以上、できうる限り、ヘーゲルをして語らしめることを意図したために、引用が長きにすぎるときらいはあつたが、ヘーゲルの説く、「愛国心の秘密」は明らかになつたと思う。私的エゴイズムを「市民のもつ愛国心の秘密」として、「心術のなかの国家の深さと強さ」の根拠としてヘーゲルは剔出したのである。もちろん、周知のように、このヘーゲルの国家・市民社会に関する見解はマルクスによって根底から批判をうけることになる。（筆者も別の個処で、或時期のマルクスのヘーゲル批判の内実について論じたことがある。）^㉒しかし、現実の国家観・市民社会観はともかくとしても、「愛国心」の秘密を国家と市民社会の分裂と相互浸透において看破したヘーゲルの論理構造の偉大な近代性にはあらためて驚嘆の念を禁じえない。前節においてみた、企業意識の高揚を基軸とする近代化路線ともいふべき新しい形態の「愛国心」の発揚こそまさしく、権力の側によるヘーゲルの洞察の先取りではないだろうか。マルクスによるヘーゲル国家論・市民社会論の批判にもとづく、新しい形態での「愛国心」教育の批判的検討については稿をあらためたい。（1973.12.4記）

註

(1)

①堀屋輝久『現代教育の思想と構造』（岩波書店）P44～P45

②津田道夫はヘーゲルの「愛国心」を分析して、そこから次のような結論をくだしている、「ナショナリズムは、市民社会のレベルにおいて団体精神としての『小ナショナリズム』をもつときに、はじめて現実化しうるということである。そしてこの観点から、今日の日本の大衆の意識構造をとらえなおすなら、企業帰属の意識、さらにその積極転化したものとしての企業参加の意識から、ナショナリズムまでは数歩の距離しかないということになる。」（『日本ナショナリズム論』盛田書店P47）なお、同書の津田の指摘に従って、本稿でも「ナショナリズム」「パトリオチズム」「愛国心」の用語は特に区別しないことにする。

なお、本稿作成にあたって、この書におそわった点が多い。

(2)

① この辺の叙述については、五十嵐頭・伊ヶ崎曉生著『戦後教育の歴史』（青木書店）第一章『教育反動』（一橋書店）P127～P129、参照。

②五十嵐良雄『教育そのものへの問い』（亜紀書房）P39

③ 同上P40

④ 同上P40

⑤ 同上P41

⑥ 同上P41

⑦ 同上P85

⑧この点については、行田良雄編『道徳教育批判』（三一新書）参照。

⑨比較的入手し易いものとして以下のものが参考になろう。津田道夫『国家論の復権』（盛田書店），『国家と革命の理論』（青木書店），柴田高好『マルクス国家論入門』（現代評論社），影山日出弥『国家イデオロギー論』（青木書店），『哲学と政治』一講座マルクス主義哲学2（青木書店）etc.

(3)

①G. WILH. F. HEGEL. "Grundlinien der Philosophie des Rechts."(FELIX MEINER VERLAG)

(S15—16) (以下、(3)—①と略記) 藤野渉、走沢正敏訳『法の哲学』（中央公論社）(P170～P171) (以下(3)—②と略記)

②講座マルクス主義9『国家と革命』（日本評論社）P5

③ (3)—①S218～P219、(3)—②P495～496

④ (3)—①S219、(3)—②P496

⑤ 同上

⑥ (3)—①S165、(3)—②P413

⑦ (3)—①S165、(3)—②P414

⑧ (3)—①S165、(3)—②P414

⑨ 同上

⑩ (3)—①S167、(3)—②P418

- ⑪ (3)―① S 175、(3)―② P 430
- ⑫ (3)―① S 206、(3)―② P 476～ P 477
- ⑬ (3)―① S 252～ S 253、(3)―② P 544
- ⑭ (3)―① S 253、(3)―② P 545
- ⑮ 同上
- ⑯ (3)―① S 253～ S 254、(3)―② P 545
- ⑰ 同上
- ⑱ (3)―① S 254、(3)―② P 546
- ⑲ 同上
- ⑳ 拙稿「『ライン新聞』時代におけるマルクスの教育観」(本州大学紀要二号)